

令和6年9月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年9月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年9月24日(火) 午後1時30分から午後1時52分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10番 :	今井 輝子
委 員 :	11番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12番 :	本間 浩
委 員 :	13番 :	三浦 幸子	委 員 :	14番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 : 15番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 : 16番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 : 17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 : 18番 :	井上 優彦
			委 員 :	築地 : 20番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 : 21番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 : 22番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 築地 : 19番 : 信田 寿幸

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第2号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第3号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

第4号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第4 報 告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号(農地法施行規則第29条)
の該当による届出について

6 農業委員会事務局職員

係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年9月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番片野敏彦委員、4番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、8月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>9月17日、9月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、店舗及び露天駐車場整備のための転用が1件、住宅建築のための転用が2件、駐車場及び庭整備のための転用が1件の計4件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である野中地内の田及び畑において、店舗及び駐車場を整備するための転用で、申請面積は合計43筆で13,745.14㎡、全体では14,054.19㎡、建築面積は5,045.59㎡であります。</p> <p>1番は、面積が3,000㎡を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は480㎡、建築面積は71.75㎡であります。</p> <p>3番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は265㎡、建築面積は104.34㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>4番の案件は、荒井浜地内の畑において、駐車場及び庭を整備するための転用で、申請面積は253㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円あります。</p> <p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>5ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願い</p>

	いします。
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 9 月 17 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 3 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、店舗及び露天駐車場整備のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 2 件、駐車場及び庭整備のための転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案の 2 番から 4 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、1 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案の 2 番から 4 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、1 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 7 件、使用貸借権を新規に設定するものが 1 件、賃借権を再設定するものが 10 件の、計 18 件であります。</p> <p>1 番から 5 番は、労力不足により認定農業者等に 4 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 15,000 円、またはコシヒカリ 60kg であります。</p> <p>議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>6 番から 7 番は、労力不足により農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 4,000 円から 10,000 円であります。</p> <p>8 番は、労力不足により 10 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。</p>

補足としまして、譲受人の経営面積はありませんが、営農計画書が提出されており、耕作作物は大根を予定しています。漬物の原料である大根作りに以前から携わっており、労力不足による不耕作の状況の解消と地元での原料確保を図りたいとのことから今回の申請となっております。

9番から10番は、認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から14,000円であります。

議案書8ページをお願いします。

11番から15番は、認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から18,000円であります。

議案書9ページをお願いします。

16番から18番は、認定農業者に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は12,000円、またはコシヒカリ90kgから116kgであります。

第3号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第2号議案の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。

8番 それでは、ご報告いたします。

第2号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが7件、使用賃借権を新規に設定するものが1件、賃借権を再設定するものが10件の、計18件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第2号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長 全会一致と認めます。

よって、第2号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。

次に、第3号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたしま

	<p>す。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>事務局 第3号議案をご説明いたします。 議案書10ページをお願いします。 第3号議案は、農地パトロールにより耕作放棄地の再生利用が困難な農地と判定された農地であります。 1番から議案書16ページの19番までは、下荒沢地内の田及び畑92筆、合計67,059㎡であります。 いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。 第3号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。 17ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p> <p>議長 第3号議案の事前審査結果について、8番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p> <p>8番 それでは、ご報告いたします。 第3号議案は耕作放棄地の再生利用が困難な農地と判定された農地であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「非農地」として判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p> <p>議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>議長 全会一致と認めます。 よって、第3号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。 次に、第4号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
--	---

事務局	<p>第 4 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 18 ページをお願いします。</p> <p>第 4 号議案は、農用地区域から除外するものが 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、養魚場施設として利用している土地について、4 筆 6,512 m²を農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は農地ではありませんが、農用地区域の変更については、農業委員会への意見聴取が求められているため議題としているものであります。</p> <p>なお、今回このタイミングで変更する経緯ではありますが、5 月総会に養魚場施設整備のため、案内図にある案件の 2 番の土地について、農用地区域の除外についてご意見をいただきましたが、県への除外手続きの際に、その箇所と合わせて除外することとなったため、今回の総会での意見聴取となっております。</p> <p>2 番の案件については、5 月総会時に意見聴取いただいた箇所ではありますが、農地のみを議案に載せておりましたが、農地以外についても意見聴取箇所として求められているため、養魚水槽設置予定の池沼の地番について、今総会での意見聴取の議案としております。</p> <p>申請地は、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地区域から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれはないものと思われます。</p> <p>議案書 18 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の事前審査結果について、8 番安城守英事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
8 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案は、農用地区域から除外するものが 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では特に支障はないと判断し、「特に支障なし」と意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
	<p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>

議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p> <p>次に日程第4の報告第1号「農地法第4条第1項第8号の該当による届出について」を報告いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>報告第1号をご説明いたします。</p> <p>議案書19ページをお願いします。</p> <p>説明の前に、農地法第4条第1項第8号の該当による届出の内容について説明させていただきます。</p> <p>農地法第4条では、自己が所有する農地を農地以外に利用するときは、転用の許可が必要とされておりますが、利用目的が農業用施設の場合で、必要とされる建築物等の面積が200㎡(2a)未満のときは、転用の許可が不要とされ、農業委員会に届出をいただいているものであります。</p> <p>1番の案件は、苔実地内の畑において、農業用機械格納庫のためのビニールハウスを設置したため届出があったもので、面積は486㎡、建築面積は86.4㎡であります。</p> <p>議案書19ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で日程第4の報告を終わります。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和6年9月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年9月24日

議 長

3 番

4 番
